

# 日本近世被差別民の生活と文化

寺 木 伸 明\*

## はじめに

本報告の課題は、現代日本の社会問題の一つである部落問題をもたらしている部落差別（身分差別）の発生過程と近世被差別民（主として「穢多」身分の人々）の生活と文化の実相を明らかにすることである。

1987年調査<sup>1)</sup>によれば、被差別部落（部落差別を受けている地区）で、かつ法律に基づく対策を受けるため、「同和地区」<sup>2)</sup>として行政機関より指定された地区的数は、4603地区に及び、「同和」関係人口は116万6,733人に達している。さまざまな事情により地区指定を受けていない、いわゆる未指定地区が1,000余もあるといわれ、その実数はかなり増えるものと推定されている。

このように多くの被差別部落出身者が、結婚・就職・教育・日常の交際などの分野で差別を受けている。こうした身分差別を部落差別と称している。

1922年3月3日には、部落差別からの解放を

\* 本学文学部

- 1) 『昭和60年度地域啓発等実態把握報告書』総務庁官房地域改善対策室、1987年。
- 2) 「同和」という用語は、1941年6月に被差別部落関係諸団体を1つの組織にまとめた「同和公会」の名称に由来している。しかも、この「同和」は、昭和天皇が即位したとき発した「群臣百官ニ賜ハリタル勅語」（1926年12月28日）の文章約700字のうちの次の文章からとったものとされていいる。「人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコトヲ……」

1941年6月以降、「同和対策」「同和予算」「同和地区」「同和教育」などの用語が使用されるようになった。敗戦後も行政用語として使われている。

めざして全国水平社が結成された。翌年4月25日、朝鮮の旧「白丁」<sup>3)</sup>出身者を中心として差別からの解放団体として衡平社が設立され、両者が友好関係を保とうとした事実は注目すべきことである（実際には強固な連帯としては結実しなかったが）<sup>4)</sup>。この全国水平社は、差別撤廃のため、官憲の弾圧をはねのけながら闘ったが、1937年以降、日本の侵略戦争に協力する方向に転じたことは、深く反省されなければならず、その原因や背景を十分解明して歴史の教訓としなければならないと考える<sup>5)</sup>。

こうした過ちと戦時中の運動の中止がみられたが、敗戦後の1946年2月、部落解放全国委員会として再出発をし、1955年に部落解放同盟と改称し、今日、主要には3つの大きな運動団体によって部落解放運動が展開されている。

## 1 近世被差別民とくに「穢多」 （「かわた」）身分の成立過程

### (1) 近世被差別民の種類

日本の近世とは、一般に織田・豊臣政権期（16世紀末）から江戸時代末期（19世紀後半）までの300年近くの時期をさす。江戸時代（17世紀初頭～19世紀後半）は、幕府（将軍）と藩

- 3) 金静美「19世紀末・20世紀初期における『白丁』」飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』未来社。秋定嘉和「朝鮮衡平社運動——日本の水平運動と関連して——」『部落解放』1974年3月号。

4) 前掲秋定論文。  
5) 水平社の戦争協力についての実態の解明と批判およびそのことを十分解明せず、その責任を明らかにしえなかった日本の研究者の姿勢に対する痛烈な批判が、金静美氏の『水平運動史研究——民族差別批判——』（現代企画室、1994年）によって展開された。

(大名。中途廢絶の藩まで含めると約 500 藩を数えた) が土地と人民を支配した時代である。この支配システムを幕藩体制と称している。この社会を、社会構成体の特徴からみて封建社会と理解するのが一般的である。私自身は、それ以前の中世社会(11世紀ごろ～16世紀後半)を前期封建社会とみ、近世社会を後期封建社会と位置づけている。たとえば中世末期は戦国時代(15世紀後半～16世紀後半)といわれ、諸大名が群雄割拠する社会で、そこぶる地方分権的であり、かつ、領主層は在地(農村部)に居住し、直営地を所有し、武士身分層の多くも兵農未分離の状態にあった。

それに対して近世に入ると、統一政権が樹立され、地方分権的性格も残しながら中央集権的性格を強烈にもつ支配体制が実現され、かつ、領主である将軍・大名とともに支配身分層であった武士が農村から町(主として城下町)に移住させられ、領主も直営地をもたなくなったり。

上にみたような、中世社会と近世社会との大きな相違点をふまえて、私は前期封建社会と後期封建社会というように区分する考え方には立つのである。

さて、その近世社会には、どのような被差別民衆が存在したのであろうか。今日の多くの部落出身者の系譜的先祖とみなされている「穢多」身分の他に、「非人」身分が設けられていた。享保年間(18世紀前半)、関東(江戸(現東京)を中心とした地方)の「穢多頭」といわれた弾左衛門が、「非人頭」の車善七らを支配したが、関西(京・奈良・大坂周辺地方)では、両者の身分の間にそのような支配一従属関係はみられなかった。江戸およびその周辺には乞胸がいた。この身分は、百姓(主として農民。多くの地域で漁民や林業従事者も含まれていた)や町人(職人・商人)などの「平人」と「賤民」の境界的身分とみられている。大道芸などの職業に従事している間のみ「非人頭」および「非人頭」を通じて「穢多頭」の支配を受けるが、その仕事を離脱すれば、「非人頭」などの支配から脱することができたのである。

加賀藩(現石川県)や富山藩(現富山県)には「藤内」、近畿地方(京都府・奈良県・大阪府など)には「尻」、中国地方(広島県・山口県・鳥取県・島根県など)には「茶筅」(茶筌)や「鉢屋」、薩摩藩(現鹿児島県)などには「慶賀」などの被差別民が存在していた。本居宣長(1792～1855)の『賤者考』によれば、紀伊国(現和歌山県と三重県の一部)の「賤者」として50種類あげられている<sup>6)</sup>。

## (2) 「穢多」(=「かわた」) 身分の成立

「穢多」身分の成立については、被差別部落出身者に系譜的に結びついているか、結びついているとみなされる被差別身分の起点を意味し、いわゆる被差別部落起源論争として議論が続けられているところで、その成立時期については学界でも定説が確立されていない状況である。

「えた」という言葉の初見は、1264～68年の間に著されたとされる『塵袋』の「キヨメヲエタト云フハ何ナル詞ハソ」<sup>7)</sup> という記載である。その文章のすぐ下に、漢字で「穢多」と記されているのは、後世の記入とされている。1296年成立とされる絵巻「天狗草紙」には「穢多」の表記が現れ、醉狂の一羽の天狗が京都・四条河原の「穢多」の仕掛けた肉を刺した針によって捕獲され、殺される様子が絵と詞によって描写されている。その絵の部分に、皮が地面に干してあるところが描かれているのも注目される(伝三井寺巻、東京都・中村庸一郎氏所蔵)。この「穢多」という言葉の意味は、「穢れ多い」ということである。河原に居住した人々が少なくなったことから、「河原者」とも呼ばれ、「穢れ」を取り除く役目も果たしたことから「キヨメ」(清目。日本では「ケガレ」を取り除くことを「清める」と言ったし、現在でもそのように言う)とも称された。

近世の「穢多」と中世の「穢多」とが呼称の面で一致するだけでなく、仕事や役目の面でも

6) 拙著『部落史の見方考え方』解放出版社、1989年、64～70頁。

7) 『塵袋』上、日本古典全集、現代思潮社、366頁。

共通するところがあり、また厳しい身分差別を共通してこうむっていた事実があることなどから、近世の「穢多」身分は、系譜的にそのまま中世の「えた」（「河原者」）身分に直結していると考え、被差別部落の中世起源論を主張する研究者も存在している<sup>8)</sup>。

確かに近世の「穢多」身分の人々と中世末期の「穢多」（＝「河原者」「清目」）身分の人々とが系譜的・血統的につながっているとみられる事例が報告されてきている<sup>9)</sup>。しかし、重要なことは、近世の「穢多」身分の人々に系譜的に連結しているとみられる社会階層は、けっして中世の「穢多」身分だけではなく、寺院・神社の隸属人<sup>10)</sup>、青屋（染色業者）<sup>11)</sup>、渡守<sup>12)</sup>および皮屋（皮作・皮細工人・皮商人）などの一部ともつながっているとみられていることである。したがって、現在の被差別部落出身者と系譜的に共通してつながるか、つながるとみなされる被差別身分は、中世末期の「穢多」のみならず寺社の隸属人・青屋・渡守・皮屋などの一部が東ねられて、近世の「穢多」（「かわた」）身分に編成された時期に成立したもので、その時期こそ、被差別部落の起源（＝成立）であると考える。

8) 最近の研究についていと、山本尚友「宿・鉢叩村を部落史にどう位置づけるか（上）」「こべる』第150号、1990年6月、上杉聰『天皇制と部落差別——部落差別は今なぜあるのか』三一書房、1990年11月、などがある。他に峯岸賢太郎「なぜ政治起源説は間違っているのか」『月刊解放の道』117～121号、1993年10月～94年2月。斎藤洋一氏も、中世起源説的見解を表明している（大石慎三郎・斎藤洋一『身分差別社会の真実』講談社、1995年7月）。

9) 落合重信『未解放部落の起原』神戸学術出版、1973年、田良島哲「中世の清目とかわた村——乙訓郡の事例から——」『京都部落史研究所紀要』第5号、1985年3月、など。

10) 滋賀県部落史研究会編『滋賀の部落』第3巻、1974年、150～1頁。盛田嘉徳他『ある被差別部落の歴史——和泉国南王子村』岩波書店、1979年、2頁。『望月の部落史』第1集、長野県北佐久郡望月町教育委員会、1976年、78頁など。

11) 『滋賀の部落』第2巻、1974年、51頁。

12) 安達五男「江戸時代における部落寺院制の確立と身分支配——被差別身分の形成論ノート——」『兵庫の部落解放史』第3号、1978年12月、22～3頁。

えるべきである。さらに中世の前期封建社会と近世の後期封建社会の構造上の大きな相違点ともかかわって、中世の「穢多」の存在形態と近世の「穢多」の存在形態とが相当大きく異なっていることも重要である。前者は、土地台帳や戸籍簿に明記された制度的存在ではないのに対して、後者は土地台帳である検地帳や戸籍簿に相当する宗門改帳に記載された制度的存在である。したがって、前者は後者に比べて、より高い人的流動性があったとみられる。また、前者はケガレとかかわる死牛馬の処理権を一部地域で慣習的に所持していたにすぎなかつたが、後者はほぼ全地域で法認されたかたちで排他的に所持していたのであり、そのことともかかわって前者にはほとんど「皮役」（権力へ皮を上納する役務。代金納の場合もあった）が課せられていなかつたが、後者には一般に「皮役」が賦課されていた。

以上の事情から、私は中世起源説を批判し、近世起源説を展開している<sup>13)</sup>。

それでは、近世の「穢多」身分は、近世のいつごろ成立をみたのであろうか。この点でも、学界では意見が分かれている。大きく分けても、豊臣政権期（16世紀末）説<sup>14)</sup>と寛文一延宝期（17世紀後半）説<sup>15)</sup>がある。かつて私は、豊臣政権期説を主張していたが、現在は豊臣政権期一江戸初期説（16世紀末～17世紀中葉）をとっている。以下、その根拠を簡単に説明しておきたい。

13) 私の見解は、拙著『近世部落の成立と展開』（解放出版社、1986年）、『被差別部落起源論序説』（明石書店、1990年）、『被差別部落の起源とは何か』（明石書店、1992年）などで述べられている。

14) 森杉夫「近世未解放部落の成立と生活」『部落解放』1971年12月号。同『近世部落の諸問題』堺市教育委員会、1975年。三浦圭一「近世未解放部落成立期の基本問題」『歴史評論』1972年4月号。脇田修「近世封建制と部落の成立」『部落問題研究』第33輯、1972年5月。同「部落成立に関する覚書」『日本文化史論叢』1976年。石尾芳久『被差別部落起源論』木鐸社、1975年。前掲拙著。

15) 安達五男「被差別身分形成論ノート」『兵庫の部落解放史』創刊号、1976年12月。

織田信長のあとを継いで全国制覇をなしとげた豊臣秀吉は、天下統一過程において検地を実施した。秀吉は、1585年に閑白という地位に任命され、91年に養子の秀次が閑白に就任したため、これ以後、秀吉は太閤（唐名）と称されたので、この検地を太閤検地と呼んでいる。この検地は全国的に強行実施されたもので、中世に存在した複雑な中間搾取関係を廃止して、年貢負担者を確定して確実に年貢を徴収しようとしたものであり、これにより兵農（武士と百姓）分離が推進され、百姓はその土地に縛縛されることとなった。そのとき作成された土地台帳である検地帳のうち、数十冊に「かわた」と特別に肩書きを付された耕作人（名請人という）が記載されている。この「かわた」は、豊臣期においてすでに被差別身分として位置づけられていたことがうかがえ、永久保存の検地帳に明記されたことにより、子々孫々にいたるまでこの社会的地位からのがれることができないようになり、身分——代々世襲によって継承され、固定化される生得的な社会的地位——として固定されていったことは明白である。しかし、豊臣政権は、二度にわたる朝鮮侵略を行なった秀吉の病没後間もなく崩壊してしまったので、そのあとを継承した徳川政権のもとで江戸初期にかけてほぼ全国的レベルで「かわた」身分（のちに改称されて17世紀末から18世紀初めごろから「穢多」という呼称が一般的となる）が成立したと考えられる。この時期までに死牛馬処理権（旦那株とか草場株とかいう）が、ほぼ全国的に「かわた」身分に集中・限定され、「皮役」や警察役・行刑役・掃除役などの役務が課せられるようになったと考えられる<sup>16)</sup>。

ところで、近世初頭という時期に「かわた」身分が成立したのは、なぜだろうか。この点に関して、私は以下のように考えている。

日本の中世末期は、群雄割拠する戦国時代であったが、多くの民衆が抵抗闘争を強力に展開した時代でもあった。惣村（自治村）や堺や平

16) 拙稿「近世部落の成立過程の具体相」「大阪の部落史」編集委員会編『新修 大阪の部落史』解放出版社、1995年。

野（ともに現大阪府域）をはじめとする自由都市（自治都市）にみられる民衆の自治意識の高まりとも関連して、土一揆（農民や馬借・車借などの運輸業者などの民衆闘争）や一向一揆（現在日本の仏教宗派の一つである浄土真宗の信者たちが中心となって起こした闘争）が続発した。とくに一向一揆は、1465年に始まり、終ったのが1585年というように実に120年間にわたって、断続的に、かつ、ときにはほぼ全国的規模で展開された。一向一揆は、闘う相手により、闘った時期により、また場所により、さまざまな性格をもったし、その内部においては有力坊主（僧侶）衆や土豪層（兵農未分離の在地の有力者）や農民・職人・商人らの民衆層の間には利害の対立もあった。しかし、総体としてみれば、年貢の減免や自治などを求める民衆の闘争であったとみられる。この一向一揆には、後北条氏や島津氏らの戦国大名は手を焼き、とくに織田信長は相当苦しめられたのであった。天下統一事業を進めていた信長と一向一揆の総力戦が、石山戦争（1570—80）といわれている。

当時、浄土真宗は一向宗と呼ばれていたが、その本山が大坂の石山にあったため、石山本願寺と称されていた（のち秀吉は、その跡地付近に大坂城を築いた）。全国各地の信者たちは、本山に籠城したり、金品を搬送するなどして、信長軍に10年間も抵抗したのである。1580年に敗北したあとも、北陸地方や東海の伊勢地方（現三重県）や和泉（現大阪府南部）や紀伊（現和歌山県）の北部で信長、信長の死後は秀吉に抵抗し、1585年4月まで闘い続けた。

この間、信長は、伊勢・長島（現三重県）で約2万人、越前（現福井県）で約3～4万人を虐殺した。秀吉は、和泉の千石堀城で約5,000人を焼き殺している。ここに信長・秀吉の政権、つまり織豊政権が、いかに民衆の団結と闘いを恐れ憎んだかが示されている。

秀吉が政権を樹立する過程で、民衆の団結と自治闘争の解体に、いかに意を用いたかは、すでに研究者によって明らかにされているところである。たとえば藤木久志氏は次のように述べ

ている。「織田政権の段階からふりかえってみれば、越前一揆を解体した柴田勝家の施策をはじめとして、播州英賀寺内、紀州一揆の解体にもなう秀吉の政策にいたるまで、信長から秀吉にうけつがれる統一政策の骨組みは、すべて一向一揆との対決のなかでつくりあげられてきた、とほとんど断定してよい」<sup>17)</sup> と。

こうした性格をおびた支配政策の一環として、また下剋上の凍結もねらって、身分政策が展開されたものと考えられる。こうして豊臣政権のもとで武士・百姓・町人・「かわた」という近世の身分が中世末期に存在した諸身分や身分意識などを前提として設定・固定化され、前述のように江戸初期にかけて「かわた」(「穢多」)身分が成立したと考えられる。以上が、いわゆる被差別部落の起源=成立の経緯である。

## 2 近世の身分制度と被差別民の生活・文化

### (1)近世の身分制度

従来までの近世日本の身分序列についての教科書的理解は、「士農工商穢多非人」であった。しかし、戦前から歴史家（法制史家も含む）たちは、そのように理解していなかった。研究史を簡単にふりかえってみると次のとおりである。

- ・栗田元次氏——武士・平民（百姓・町人）・附庸（公家・僧尼・神職・賤民）——『総合日本史大系』江戸時代史、上二、内外書籍、1927年。
- ・滝川政次郎氏——武士・農民・町人・教化（天皇・公家・僧尼・神官・医者・学者等）・賤民——『日本社会史』第四編、刀江書院、1929年。
- ・石井良助氏——公家・武家・僧尼ならびに神職・平民・賤民——『日本法制史概要』創文社、1952年。
- ・児玉幸多氏——公家・神職・僧尼・武士・百姓・町人・賤民——「身分と家族」『岩波講座 日本歴史』近世2、1963年。

17) 藤木久志『織田・豊臣政権』小学館、1975年、177~8頁。

- ・後藤陽一氏——士・農（百姓）・工商（町人）・賤民——「近世の身分制と社会」

『岩波講座 日本歴史』近世1、1975年。

このように、近世身分の分類は、さまざまであるが、まず工（職人）と商（商人）とを分けているものは皆無である。豊臣政権の発布した1591年の身分令が「町人・百姓」と2カ所にわたって表記している<sup>18)</sup>のをはじめとして、幕府法<sup>19)</sup>や藩法<sup>20)</sup>においても工商と分けずに町人と記しているのが一般的である。居住地をみても、工・商が同一の町に混住しているのが通例で、1682年の大坂南組菊屋町の「宗旨御改扣帳」によれば、同町には塩屋・魚屋・糸屋・八百屋（野菜・果物などを売る店）・米屋などの商人と、研屋・籠屋・大工（建築業者）・紺屋（染色業者）などが一緒に居住していた<sup>21)</sup>。

次に「農」は、正確には百姓に含まれるもので、その百姓と町人との間には、身分的上下関係はみられず、並列的関係にあった。漁民は、多くは農民とともに百姓身分に位置づけられていたようである。長州藩（現山口県域を支配）では、漁村も農村とみられ、専業の漁師も百姓身分とされていたという<sup>22)</sup>。今後、幕府領や諸藩における漁民の身分的解明が課題となってこよう。

要するに、近世身分序列というものは、基本的には武士—百姓・町人など—穢多・非人などというようになっていたと考えられる。その他に天皇・皇族や公家（宮廷貴族）、神官・僧侶・学者・医者なども存在しており、被差別民（「賤民」）の中にも、「穢多」「非人」以外に、前述のように「藤内」「夙」「茶筅」「慶賀」などがいた。天皇・皇族および公家などの身分を近世

18) 「豊臣秀吉法度」『小早川家文書』1。

19) たとえば『御触書寛保集成』岩波書店、2882号文書。

20) たとえば龍野藩（現兵庫県龍野市域を中心とした藩）の1842年（天保13）の「節儉御達書」『藩法集5諸藩』創文社、1964年、986~7頁。

21) 阪本平一郎・宮本又次編『大坂菊屋町宗旨人別帳』1、吉川弘文館、1971年。

22) 日野綏彦「長州藩における立浦と端浦の性格」後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年、71頁。

身分制度全体の中でどのように位置づけることができるか、という問題も今後の研究課題である。さらに各身分の中にさらに細かい「身分内身分」とも称すべきものがあったことも見落とすことができない。たとえば、武士身分の中でも大きく分けて將軍・大名・旗本・御家人・藩士の差があり、大名の家臣団も家中・徒士・足軽に大別される。

百姓身分の中にも、年貢・夫役を負担する高持百姓、田畠を所持せず高持百姓の耕地を小作した水呑百姓および有力百姓に隸属した譜代・名子・門屋・家抱・被官などがいた。

町人身分も同様で、江戸では地主・家主・地借・店借・奉公人に分かれていた。

このように、基本的な身分の内部にも、幾層もの階層があったのである。

## (2)近世被差別民、とくに「穢多」身分の生活。

### 文化

#### ①職業

「えた」身分の人々の、その身分固有の仕事とされたのは、皮革業であった。近世日本では、農民たちが所持していた牛馬が死ぬと、牛馬の倒れた場所を管轄していた「えた」身分の人々が無償で取得するシステムができあがっていた。死牛馬を取得する権利を草場株とか旦那株といふ。また、取得できる範囲を、草場とか旦那場と称していた。関東では、死牛馬の皮を実際に剥いだのは、「非人」身分の人々であったが、関西では「えた」身分の人々であった。いずれにしても、その剥いだ生皮を取得する権利を持っていたのは、「えた」身分の人々であった。こうした近世日本社会にみられた死牛馬処理システムに基づいて、「えた」身分の人々の固有の仕事として皮革業が存在したのである。

百姓・町人などの「平人」より下の身分とされた「えた」身分の人々に、皮革業が固定されたのは、当時の日本において死牛馬を処理する仕事が穢れ多い職業とされていたことと深い関連を有している。既に927年に成立したとされる「延喜式」（奈良時代に定められた律令について、後になってそれらの条文を補足・改正す

るために出されたものを格といい、業務の施行細則を定めたものを式という）に、人死の穢れは30日、六畜の死の穢れは5日などと規定されている。牛馬は、もちろんこの六畜の中に含まれていた。戦国時代の1558年の信濃国（現長野県）の諏訪下宮（神社）の物忌の記録によれば、牛馬の皮を剥いたものは、5日の穢れとされ、それらの骨まで捌いたものは、さらなる穢れをこうむることが記されている<sup>23)</sup>。

近世権力は、当時、穢れ多いとみられていた死牛馬の処理・皮革業を、最下層の「えた」身分の人々に固定・担当させることにより、この身分の人々とケガレ観とを固く結びつけたのである。このため、「えた」身分の人々は、よりいっそう不淨視され、社会のさまざまな場より排除されることとなった。

しかし、「えた」身分の人々は、このような賤視・不淨視そして差別にさらされるなかで、皮革製造の技術をみがき、上質の皮革を生産したのである。生皮を鞣して皮革の完成品にいたる工程は、江戸期において二十数工程にも及んでいたことが報告されている<sup>24)</sup>。

皮革関連業として雪駄草履と太鼓の製造業があった。雪駄草履は、竹皮を晒して白くしたものと細く割いて畳の目のように編んだものを表にして、その裏に主として牛皮を縫いつけた履物である。これも相当の技術を要したもので、当時の庶民に重宝がられたものであった。この製造は、「えた」身分の人々の独占的な仕事であったので、「えた」身分の人々に多額の収益をもたらした。

太鼓製造業も、皮革を材料とするところから、「えた」身分の人々の独占的な仕事であった。

これらの職業の他に、農業があった。江戸期においては、多くの「えた」身分の人々が耕地を所持したり、他の百姓の耕地を小作したりして農業経営にも従事してきた。多くの場合、他の百姓たちの経営規模と比較すると零細的であ

23) 「諏訪下宮物忌量事」『信濃史料』第14巻、497~8頁。

24) 白井寿光編著『兵庫の部落史』第2巻、神戸新聞出版センター、1984年、315頁。

ったが<sup>25)</sup>、他の百姓村と比べても遜色のないほどの持高をもった「えた村」も各地に存在していた<sup>26)</sup>。江戸後期には、本村百姓1軒あたり平均持高を、同村内の「えた」身分の人々の1軒あたり平均持高の方が上回る地域も存在していた<sup>27)</sup>。

江戸期の「えた」身分の人々の職業として、関東地方では灯心（藁草の茎<sup>とうしん</sup>の葉<sup>いぐさ</sup>の皮<sup>く</sup>）の髓<sup>すい</sup>を乾燥させたもので、油に火をともすための芯<sup>さき</sup>。ローソクの芯<sup>さき</sup>にも使われた）、織機の部品の一つであった竹箋<sup>たけぢ</sup>、刃物<sup>はの</sup>を研ぐ砥石などの製造・販売業があった。各地で製薬・売薬業を営んでいた「えた」身分の人々もいたし、医師として活躍した「えた」身分の人もいた<sup>28)</sup>。

また、1774年、杉田玄白らが西洋医学の解剖書を訳述して『解体新書』を著わしたが、その翻訳にあたって江戸で行なわれた「腑分け」=解剖を見学したということが知られている。杉田玄白の『蘭学事始』には、そのとき解剖を担当したのは、「えた」の虎松の祖父であったと記されている。

上にみてきたように、江戸時代、「えた」身分の人々は、皮革業の他にも多種多様な仕事に就いて生産に励んでいたことが明らかになって

25) 注16) の拙稿「近世部落成立過程の具体相」。

26) たとえば和泉国・南王子村（「えた村」。現大阪府和泉市域）は、1713年の村高は143石余であった。田地8町5反余、畠地2反余を所持していた（1町は約1ヘクタール）。出典は『奥田家文書』第1巻1頁。

27) 伊勢国河曲郡A村（三重県鈴鹿市域）の場合、1847年において、百姓1軒あたり平均持高12石余であったのに対して「えた」身分の人々のそれは17石余であった（「村の生産に大きな役割を果たしていた被差別民の一例」『同和教育研究すずか』第3号、1995年2月28日）。

28) 灯心については井上準之助「弾左衛門の燈心營業について」、竹箋については松島一心「被差別部落と箋——桐生・伊勢崎を中心にして」および大熊哲雄「幕末期関東における竹箋の製造・販売をめぐる動向について——弾左衛門役所の手札制度を中心に——」、砥石については斎藤洋一「砥石の生産・販売と被差別部落——五郎兵衛用水の掘貫を掘ったのは誰か——」、以上すべて東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の生業と役割』明石書店、1994年。

きている。

## ②役負担

幕藩領主は、「えた」身分の人々にさまざまな役務を課していた。その役務の種類は、同じ幕府領内でも地域によって違いがあったし、各大名領においても差異があったが、類別すると次の5種類に分けられる。

Ⓐ皮革などの上納——この中には、皮革の上納、紺綱の上納、太鼓の皮の張り替え、の3つの種類がふくまれる。これらの役負担は、「えた」身分の人々の、その身分固有の職業とされた死牛馬処理・皮革業に付随して課せられたものである。

皮革の上納からみてみると。松本藩（現長野県域）では、1594年、領内の「かわた」に従来どおり皮1枚ずつの上納を命じていた。

福岡藩では、1602年1月の「定」で、領内の「かわた」に馬革100枚、室皮200枚、都合300枚の上納を規定した。長州藩（現山口県域）でも、1645年、周防・長門両国の「長吏皮屋役」を吉左衛門に命じ、それ以後、年々、牛皮100枚の上納を課していたといふ。

金沢藩（現石川県域）では、1672年に、加賀・能登・越中三国の「かわた」が納める「役皮」の枚数を定め、3国あわせて馬皮98枚、「腰なめし」43枚、板目皮20枚とした。また、「えた頭」弾左衛門も皮革の上納を課せられていた。こうした皮革の上納も、久留米藩（現福岡県域）のように代銭納になっていた藩もあった。

紺綱とは、鼻皮ともいい、馬の口にゆわえる皮紐のことである。松本藩（現長野県域）では、1598年に「かわや惣頭」孫六に対して「鼻皮」5間の上納を命じていた。福岡藩でも、先に述べた1602年1月の「定」において、紺綱の上納についても規定していた。上田藩（現長野県域）は、1648年、向町の「長吏仲間」に紺綱の上納を課した。

弾左衛門も、幕府への紺綱の上納を課せられており、彼はこの「御用」を勤めることを名目に配下の者から「紺綱錢」を徴収していた。

太鼓の張り替えについて。弾左衛門は、幕府から「御陣太鼓」の張り替えを課せられており、京都・天部村の年寄利右衛門は、二条城の時太鼓の張り替えを、摂津役人村・渡辺村（「えた村」）は、大坂城の太鼓の張り替えを命じられていた。同様のことは、徳島藩・小松藩・宇和島藩などの諸藩でもみられた。

⑧行刑役——この役目もまた、刑の執行との準備、牢番、牢の掃除、牢死人の始末、の4種類に分類される。ただし、全国すべての「えた村」に課せられていたわけではなく、城下町外郭に置かれた「えた村」など、特定の「えた村」にのみ課せられたもので、数の上では少なかった。

⑨警察・消防に関する業務——警察役は、全国の多くの「えた村」が負っていた。「えた」身分の人々による警察役の遂行によって、町や村の治安が守られていた事実にも、今後、もっと光を当てていくべきであろう。しかも、18世紀後半にみられた幕府の「被差別民」支配政策のもとで、全国的規模で「えた」身分の人々を警察機構の末端に組みこむ法的根拠が与えられていったのである。

消防の業務についていえば、摂津・渡辺村は、1724年3月の大坂の大火のさい、消火に尽力した功により村内限りの質屋と酒屋の営業権を認められ、1731年、大坂大火の時には町奉行の指揮のもとに消火にあたることが命じられた。その代償として大坂の町々に小便担桶（小便をためる桶のこと）を置くことが認められている。当時、尿は大切な肥料であり、これを農民に売って収入を得ることができたからである。また、摂津・平野郷町内の「えた村」も、火事のときには、類焼を防ぐため家を取りこわすための「綱人足」を課せられていた。

⑩掃除役——大名領では、松代藩（現長野県域）や和歌山藩などのように、城内の掃除を領内の「えた」身分の人々に課していたところがある。

また、京都二条城の掃除役を上方の「えた頭」下村家が課せられており、下村家は、近江・山城・摂津の「えた村」のいくつかに、その

ための役人足を負担させていた。もっとも、1708年の下村家断絶後は、掃除役はなくなり、かわって牢番屋敷外番役が課せられるようになつた。

⑪野番・川番——野番は、猪や鹿などが農作物を荒らすのを防ぐための番をするのが中心的な役目で、伊勢地方などでみられた。関東地方などでは、川の水番をする役務を課せられていた「えた村」が存在していた<sup>29)</sup>。

### ③「えた」身分の人々に対する差別の実相

17世紀末期より、いくつかの藩で、法令でもって差別を強制する政策が打ち出されている。

1683年9月、豊浦藩（現山口県域）は、「えた」の衣類については木綿に限るとして衣服の面で規制を設けて一目で分かるようにしむけっていた。1699年、徳島藩も、「えた」の衣類は百姓より粗末なものにせよ、と命じた。1695年2月、当時幕府領であった河内國・更池村内の「かわた村」の村民は、村の周囲を竹垣で囲むこと、神事（神社の祭）にあたっては、しめ縄（神聖な境域を示す縄）の外側から拝見することなどを命じられ、その誓約書を提出させられている。

17世紀後半ごろから宗門改制度（キリスト教信者の弾圧をきっかけに設けられた戸籍制度。日本の中世社会では戸籍制度はなかった）が全国的に整備され、「えた」身分の人々は宗門改帳（戸籍簿）の末尾に記載されたり、地域によっては別帳にされたりした。

1720年になると、江戸幕府は「えた」の納める年貢米は「穢れたる物」とし、金納を命じた（ただし、2年後撤回）。

小倉藩（現福岡県域）では、1728年12月、雨天の日に城下町に出かける「えた」は竹の皮笠（竹の皮で作ったかぶりもの）をかぶることなどを命じ、長州藩では1737年12月、「えた」が「平人」に紛れているとして、「えた」の髪型を男は「茶筅髪」（まげをつくらないで、ひも

29) 以上、役負担については、拙稿「被差別民衆の生活」部落解放研究所編『新編 部落の歴史』解放出版社、1993年、127～130頁。

で束ねただけの髪型。百姓・町人はまげを結っていた), 女は「折わけ」(後にまとめた髪の毛を高く上げて結う髪型)とさせ, 一目で判別できるようにしむけた。小諸藩(現長野県域)では, 1738年4月, 「えた」は「平人」の家や店に入ってはいけない, 城下町へ草履を売りに行くときも, 家々の表口敷居より内へは入ってはいけない, と命じている<sup>30)</sup>。

また, ほとんどの地域で, 「えた」身分の人々と百姓・町人などの「平人」との結婚は禁じられていたし忌避されていた。「えた」身分の人々が使う火と「平人」の使う火とは別にされていたし(別火), 使用する食器類も別々にされていた(別器)<sup>31)</sup>。

こうした厳しい差別が行われたのは, 「えた」身分の人々が身分が低かっただけではなく, 不淨視されていたからであった。1735年に完成した『奈良坊目拙解』には, 「世人が穢多を憎厭」するのは, 牛馬の死体を処理し, 犯罪人の死骸を扱うからであると記されており, 奈良の町人たちは, 「えた」身分の人々を「汚穢」の身としてとらえ, その隣に住むことを忌み嫌ったと記されている<sup>32)</sup>。

江戸中期の儒学者・荻生徂徠(1666~1721)は, 「穢多の類に火を一つにせぬと言うことは, 神國の風俗, 是非なし」(『政談』)と, 神国思想をもとに「えた」身分差別をどうしようもないものとして肯定していた。海保青陵(1755~1817)は, 「えた」は「夷狄」(野蛮な異邦人)であるとし, 「禽獸」(鳥やけだもの)と同然として, 「えた」の心には善惡の区別がない, というように徹底した差別意識を吐露していた(『善中談』)。

#### ④「えた」身分の人々の人口動態

江戸時代の日本全体の人口動態は, 1600年代

30) 以上, 差別法令や政策などについては, 注29) の『新編 部落の歴史』収録の拙稿104~6頁, 114~6頁, 118~120頁。

31) 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』講談社, 1995年, 93~102頁。

32) 『奈良の部落史』史料編, 奈良市役所, 1986年, 378頁。

より1720年代までは順調に増え続けているが, 1721~92年は4.5%の減少を示し, 1792~1846年には8.5%の増加を示している<sup>33)</sup>。

これを地域的にみると, 全体の人口が減少傾向にあった1721~92年において, 東山・北陸・山陰・四国・九州地方は増加傾向にあり, 東海地方は停滞傾向, 近畿・関東・東北地方は減少傾向にあった。

ところで, 仙台藩(現宮城県域を中心にしていた)の「えた」の人口は, 一貫して増加傾向にあった。仙台藩領を含む東北地方が減少傾向にあった1721~86年の時期においても微増している。

北陸地方の富山藩内の「皮太」(=「えた」)身分の人々の人口も, 順調に増えており, その伸び率は北陸地方全体のそれを上回っている。

その他, 東山地方に属する上田藩(現長野県域), 近畿地方, 中国・四国・九州地方においても, 「えた」身分の人口は増加傾向を示している。津和野藩(現山口県域)などのわずかな例外を除けば, 「えた」身分の人口は, どこの地方においても増加傾向にあった。地方全体の人口が停滞ないしは減少傾向にあったところでも, 「えた」身分の人口は増加傾向を示し, 地方全体が増加傾向にあったところでは, 「えた」身分の人口は, その地方全体の増加率を上回る高い率で増加していたことが明らかにされてきている<sup>34)</sup>。

その原因について最近の研究では, 「えた村」の多様な経済構造(皮革業+農業+さまざまな仕事の存在)とそれに基づく分家独立のしやすさ(農業だけではなく皮革業をはじめ多様な仕事があったため, 皮革業などの技術を伝授されれば分家独立することが可能であった), および「えた」身分の人々の相互扶助の生活態度の強さなどに求められるようになってきている。百姓たちの間では江戸中・後期になると生活の

33) 鬼頭 宏『日本二千年の人口史』PHP研究所, 1983年, 68~9頁。

34) 拙稿「大阪地域における近世被差別部落の人口動態とその背景についての一考察——河内国丹北郡更池村内の近世部落を中心として——」『桃山学院大学 人間科学』第5号, 1993年9月。

苦しさから（天明の大飢饉・天保の大飢饉などの飢饉がしばしば起こったことも生活が苦しくなった大きな理由），沢山の子どもが生まれると間引き（堕胎・嬰児殺し）が流行して人口が抑制されたが、「えた」身分の人々は、上にみた事情から間引きの頻度が少なかったこと、および分家独立がしやすかったことにより子どもが生まれる条件がよりととのっていたことが推測され、そのため順調に人口が増加したものと考えられている<sup>35)</sup>。

##### ⑤その他の被差別民の状況

大坂の道頓堀の「ひにん」たちは、1620～21年ごろ、遅くとも1622年、大坂市街地の復興がなったころに作られた「乞食屋敷」に集められたと考えられる。1644年に「非人改め」が実施されており、1648年には、「ひにん」の旦那寺である竹林寺が創建されている<sup>36)</sup>。

江戸では、1635年、品川の「ひにん頭」松右衛門の先祖長九郎が、流浪の者たちを集めて、その頭分になったと伝えられる。1657年1月の江戸の大火灾で、のちの浅草の「ひにん頭」車善七は、「えた頭」弾左衛門から焼死人の取り片づけを命じられ、3,000人近くの人足を出している。

福島藩では、1669年、前々年以来の飢饉が、この年にとくに深刻化しているとして、仮小屋を建設し、そこへ「非人」や「貧人」などを収容している。この「貧人」は、おそらく「非人」とは別の「新非人」あるいは「野非人」とみなされたものと思われる。

同年6月、幕府は、京・大坂に多くいる「非人」を新田開発などのために地方へ派遣するという提案をしているが、これなども飢饉による「新非人」の大量出現に対する幕府の1つの対策であったとみることができる。翌年6月、金沢藩が石川郡笠舞村に「非人小屋」を建てて貧しい者を収容したのも、同様の事情によるものと考えられる。

幕藩権力は、こうした全国の「ひにん」身分

35) 同前。

36) 注13) の拙著『近世部落の成立と展開』46頁。

の人々に警察・行刑の役務を課していた。江戸では川凌いの役目、病人の囚人を収容した溜の管理・監督、「野非人」（他の身分の者で零落して「ひにん」の境遇になっていた人々）の取り締りなどがあった。「ひにん」身分の人々は、大黒舞・鳥追などの門付芸（百姓や町人の人々を回って、門のところで演じる芸のこと）をして金品をもらったり、慶弔のさい、人々を回って米錢をもらった（これを勧進と称する）。

都市では「ひにん」たちは、「ひにん小屋」などに集住していたが、農村では（とくに近畿地方では）1カ村から数カ村に1軒の割合で「ひにん番」が置かれていた。その仕事は、管轄下の村々の火の用心（防火）、乞食・盜賊などの取り締りなどの村番であった。その場合、「ひにん番給」として米・麦などが村から支給された。

江戸およびその近在に居住していた乞胸は、身分は町人に属しているが、綾取・猿若・江戸万歳・操り・淨瑠璃・物真似などの家業に従事している間は、家業についてのみ乞胸頭仁太夫を通じて「ひにん頭」車善七の支配を受けた。彼らは家業を止めれば、「ひにん頭」の支配を受けないので、百姓・町人などの「平人」と「被差別民」の中間に位置するような存在であった。

藤内は、金沢藩とその支藩の富山藩に存在した「被差別民」で、生業として葬送や医療、灯心および草履の製造などに従事しつつ、十村という大庄屋の摘発や宗教的集会に対する「隠密御用」のほか、牢番・刑の執行などの行刑・警察的役務を勤めていた。

夙は、中世の被差別民衆であった宿の系譜を引いていると考えられ、近畿地方に分布していた。近世においては、主として農業に従事し、なかには酒造業に従事する者もあった。身分上は「平人並」とされたが、一般社会から「夙筋のもの」をして「下り者」の待遇を受け、交際や結婚においてきびしい差別を受けていた。

茶筅は、主として中国地方に存在し、鉢叩きの系統に属する。山陰地方では鉢屋と称される。京都の極楽院空也堂（光勝寺）の信徒で、念佛

して茶筅を売り歩く鉢叩きを源流としていると伝えられる。茶筅の生業は、農業を主として竹細工、埋葬、芸能、団扇・草履の製造などの仕事であった。役負担として牢番役を課せられていた場合も少なくなかった。1807年に備中国の茶筅と「えた」との間で争論が起こったが、幕府評定所は茶筅が「えた」の支配下にあることを認める裁決を下している。

最後に、慶賀は、鹿児島藩、延岡藩、佐土原藩（現宮崎県域）などでみられた被差別民で、鹿児島藩では百姓と「えた」・慶賀が結婚した場合、双方に科料を課すなどして、その通婚を制限していた。慶賀は、その名の通り、慶祝の行事にかかわっていた。佐土原藩では芝居や踊りなどの芸能にたずさわり、正月には春駒をしていたようである。鹿児島藩の慶賀は、役負担として牢屋番を課せられていた。

以上みてきたように、日本近世には「えた」身分のみならず、多くの被差別民が厳しい差別にさらされていたのであった。しかし、これらの人々は、近世社会の最底辺で社会を支え、多くの分野で重要な役割を果たしてきたのであった。被差別に生きた人々の歴史をさらに明らかにし、近世社会全体の中に正しく位置づけていく作業は、今後、ますます重要になってくるものと思われる。なお、近世被差別民が担ってきた芸能については、あまり詳しく触れることができなかつたが、彼らの担った芸能の更なる究明も、今後の重要な課題である。

## おわりに

明治維新のあと、1871年8月28日、新政府は「賤民廃止令」を発布した。しかし、この法令は、被差別民に安定した職業を保障しなかったこと、差別撤廃にむけての教育上の措置をとらなかつたことなど、不十分な内容のものであつたことに加えて、近代日本社会が天皇を頂点として、華族（公一侯一伯一子一男の爵位があつた）一士族一平民という身分序列社会となつたことや利潤追求のために差別を温存した企業経営が行われたことなどにより、近世に「えた」身分であった子孫の人々やその子孫とみなされる人々に対する身分差別が克服されることなく、部落差別として今日にいたつていると考えられる。

部落差別撤廃にむけての課題解決のためには、文化人類学・民俗学・社会学・経済学・政治学・法学その他自然科学諸分野の学問も含めて、さまざまな分野からのアプローチが要請されるが、そのなかで歴史学的研究も重要な位置を占めている。これまで私は、部落差別の発生過程と近世における展開過程を解明しようとしてきたのであるが、今後はそれらの点をさらに深く追求するとともに、他地域の身分をめぐる問題、たとえば韓国における旧「白丁」出身者やインドのアウト・カースト出身者に対する差別問題の比較史的研究を進めていきたいと考えている。そのための、ご教示・ご協力を願いして結びとしたい。